

令和5年第3回川西町 議会定例会会議録

令和5年9月5日 火曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 3 号)

令和5年9月5日 火曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 寒河江 司 君

2. 高 橋 輝 行 君

日程第 2 一括議題に対する総括質疑

日程第 3 議案の付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回川西町議会定例会第5日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第4日目に引き続き一般質問を行います。

本日は2名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

第1順位、寒河江 司君。

(6番 寒河江 司君 登壇)

○6番 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目のトップバッター、寒河江 司でございます。

議長に通告のとおり、ご質問をいたします。

初めに、ふるさと納税についての質問をいたします。

6月27日に総務省からふるさと納税の次期指定に向けた見直しが公表されましたが、ふるさと納税は、自分の住んでいる行政区域外の自治体に寄附をすることで、納付する地方税の一定額を減額する制度ですから、都市部の財政が豊かなのに対して、人口が少ない地方の財政が厳しいことを背景に設けられ、地方財政を支援する効果が期待でき、寄附を受けた自治体はお礼として返礼品を納税者に送るという制度ですが、寄附額に対して返礼品がエスカレートしていき、他地区で製造、生産されたものを仕入れして返礼品としていた自治体があり、

これでは公平性に欠けることから、返礼品は地場産であり、寄附額の3割までとする通達があり、現在まで来たわけですが、今回の見直しは、1つ目が、募集に要する費用に関して、ワンストップ特例事務や寄附金受領証発行など付随費用も含めた寄附額の5割以下にすることとされました。2つ目が、加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該自治体と同一の都道府県産であるものに限り返礼品と認めるとして、今年10月から対象とすることから、以下のことについてお聞きいたします。

過去5年間の納税額と経費額の推移について。

今回のルール変更に対して、当町の対応策はどうか。

返礼品の新商品開発はどれくらいあり、利用状況はどれくらいなのか。

以上、ふるさと納税についての質問をいたします。

次に、町職員の自殺に対する町長の責任の取り方についてであります。

8月18日、山形地裁において和解が成立し、同時に記者会見し、和解条項などを町のホームページで公開しましたが、8月7日の臨時会において、損害賠償の額や一般会計補正予算、川西町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定等が可決されましたが、これで町民の理解が得られたとは到底考えられない現状であります。

記者会見において、判断が甘かった、原因究明の姿勢が十分ではなかったと非を認めた会見となり、議会に対する見解が少しずれているのではないかと疑問を持たざるを得ない。遺族から求められた第三者委員会による調査を拒み、町は当初、真相究明に消極的だったことが、7年以上の時間がかかってしまったことは事実であり、多額の損害賠償金や遅延金の支払いが生じてしまいました。

町民は、税金で支払うのか、税金の使い方が間違っている、インフラ整備に使えば相当なことができるのではないかという声が多数ある中、再発防止に取り組む姿勢は当たり前のことであり、給与を5割カットしただけで責任を取る形は、町民の理解が得られないと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

以上です。

○議長 町長。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税について、現状とルール変更の対応についてであります。本町では平成20年度以降、ふるさとづくり寄附制度、いわゆるふるさと納税を活用しており、寄附

額を納税額とみなしますと、過去5年の寄附額は、平成30年度以降、9,940万円、6,020万円、1億7,056万円、2億2,762万円と推移しており、昨年度は2億456万円となっております。

また、経費額は、これまで募集外経費とされてきた控除に関する事務費等を含め、平成30年度から5,196万円、2,511万円、7,187万円、1億788万円と推移し、昨年度は1億187万円となっております。経費総額を寄附額の5割以下とする規定が適用された令和元年以降は、いずれも寄附額の5割以下となっております。

議員ご指摘のように、総務省は今年6月27日に、ふるさと納税の次期指定に向けた見直しとして、10月1日からの次期指定対象期間から適用となる告示を改正いたしました。主な改正内容は、①募集に要する費用にこれまで含めていなかった付随費用を含めて5割以下とする募集適正基準の改正と、②返礼品の原材料の産地を明確化する地場産品基準の改正の2点となっております。

本町では、募集適正基準の改正については、さきに申しあげましたとおり、令和元年度以降、控除に関する事務費等も含めた経費は寄附額の5割以下となっております。今後についても、中間事業者への委託内容や広告費の見直しを行うことで、返礼品の価格を調整することなく、5割以下となるよう考えております。

一方、地場産品基準の改正については、これまで返礼品から基準に合わなくなったもの3件については、返礼品提供事業者と協議し、10月以降の返礼品から外すことといたしました。なお、返礼品提供事業者は、今年度新たに2事業者が参入し、計30事業者となっております。新たに返礼品としては、ダリアを活用したインテリアなど13件が登録されたところでありますが、利用件数は7件となっております。今後の周知が課題となっております。

次に、町職員の自死に対する本職の責任についてであります。平成28年6月に元職員、安部幸宗さんが自死された事件について、ご遺族様や町民の皆様にご多大なるご負担とご心配をおかけしたことに改めておわびを申し上げます。

去る8月7日の臨時議会において、寒河江議員より当該事件に対する組織を預かる者としての責任の取り方についてご質問をいただき、身の去就について真剣に考えることをお答えさせていただきました。この間、議員のご指摘のとおり、職員のかげがえのない命を組織として守り切れなかったことに対し、真摯に受け止め、職を辞して責任を取ることも真剣に考え、この事件を振り返り、熟慮を重ねてまいりました。

その上で、現在私に与えられた使命は、幸宗さんの志を引き継ぎ、町民の皆様が住みやす

いまちづくりに全力を尽くすこと、今後、二度とこのような痛ましい事件を発生させない職場環境づくりを進めることで、ご遺族様や町民の皆様の失った信頼を取り戻しながら、住民福祉の向上を図ることで責任を果たしてまいりたいと考え、8月18日の記者会見で発言をいたしました。今後とも、町民の皆様の様々なご批判やご叱責に対し、誠実に対応し、川西町役場の信頼を回復してまいりたいと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 まず初めに、ふるさと納税の件でございますが、いろいろ問いただきたいことがいっぱいあるわけですが、その中で、ふるさと納税というのは、昨年聞いたわけですが、災害に対して、返礼品のないふるさと納税があったと思いますが、それが何百万だかあったわけですが、今もまだ復興中でございますので、それが今継続しているのかどうか、それを利用する宣伝をしているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 お答えいたします。

昨年の寄附のみというやつが、去年は231件、380万円ほどになっておりますけれども、現在も受付をしているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 返礼品の要らない寄附でございますので、復興には必要かなと思いますので、いいPRをしなきゃいけないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、当町の寄附額が2億5,000万ぐらいというようなことなんで、町としてはそんなに多くもないかなと思いつつも、今度の経費ですよ、この国からのお達しの経費。今まで払わなくてもよかったような、寄附者に対して受領証というのを今度発行しなきゃいけない、必要な場合はね。そうすると、こういうふうな事務経費というのも、相当額にはなると思うんですよ、寄附額が云々よりも。

それで困っているのが、近隣でいうと長井市ですよ。今までは5割以下の47%だったんですが、5%アップになるだろうと、5割以上になるわけですよ。米沢市、40%で抑えていたらしいんですけども、これが今度10%以上になるかもしれないと、5割以上になるかもしれないです。寄附額の多いところは、こぞって困っているという状況なんですけど、ここの辺の経費の、どのぐらいアップするかというのは数字的には拾っていると思うんですけど、どのぐらいアップすると見込んでいるんですか。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 昨年までは、9月までの制度で計算しますと、4年度分で0.7%の経費です。それが、10月以降になりますと、0.5%ぐらい上乘せになるのかなということで今見ておりまして、1.2から1.5%の間で経費は収まるのかなというふうに見ているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 寄附額がやっぱり少ない分だけ、こういう低アップになると思うんですが、これでも5割以下というふうになるという試算でありますから、まあいいかなと。

足りないのはPRかなというふうに思いますが、さとふるだか、どこか今頼んでいるわけですけども、この契約が年度から年度末までなのか、今度こういう中途半端な10月からと言われると、あちらから値上げしてけると、そういうことはなかったのでしょうか。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 これまで契約されている業者とは年間契約でございますので、4月から3月までの契約となります。ただし、今回言われていますワンストップ特例の手続とかそういう手続に関して、これまではさとふるさん1社だけでしたけれども、今後ふるさとチョイス、楽天さん等々、5社体制ですることにしております。それは6月議会で補正いただきながら経費のほうは見積りしておりますけれども、そういう体制になっておりますので、その分については、これから変わってきますけれども、経費については、先ほど申し上げたように1.2から1.5%ぐらいの内容で収まるのかなというふうに見ているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 いろいろと考えしながら、ふるさと納税の金額をまずアップさせることも含め、もうちょっとこの努力が足りないかなと思うんですけども、ここにも質問しておりましたように、前にも質問したとおり、新商品頑張ると、町長はダリアのほうをやっている、球根のだから新商品だかやるというような話があったんですが、実際問題、このコロナ禍でどういうふうになったか分かりませんが、この新商品開発というのも一つの目玉商品だと思いますし、地場産ということも考えながらやっていかないと考えますけれども、これ、端的に町長の考え、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 返礼品のことによって地域の経済が回るといいますか、町内にお金も循環する、また納税もいただくということになるわけで、大変効果の高い制度だというふうに思っております。

す。

状況を見ますと、やはり川西の強みである米、もしくは米沢牛、こういったものがやはり需要と申しますか、返礼品としてのお求めが多いわけでありまして、さらにいろんな商品をラインナップして、30事業者近くが協力していただいているところでもありますけれども、やっぱり強みをしっかり把握と申しますか、発揮するような発信というのがやっぱり大事なのかなという思いもしております。

いろいろ拡散してしまっていて、それが、先ほどありましたようにノミネートされたところにはぼんと入ってくるよりも、どうしてもイメージと申しますか、評価の高いものが優先されているというのが今、現実の動きでありますので、発信力が弱いんでないかというご指摘は受け止めさせていただいて、さらに工夫を重ねてまいりたいと思っております。

町内事業者さんにもいろいろ相談申し上げながら、商品開発などもさせていただいております。例えば鶏卵なんかも取り組ませていただいたりして、やはり新たな展開などについても可能性を調査させていただいて、発信などもさせていただいているところでもあります。

○議長 寒河江 司君。

○6番 答弁書の中で、今回の基準に合わなかった3件があるというふうなこと、あったんですが、この3件、どんなものかちょっと教えてください。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 このたびの制限が加わったものにつきましては、健康器具関係1社、食品関係2社分で、総件数で443件、金額で2,500万円ほどのものとなっております、大きな影響があるのかなというふうに見ております。

○議長 寒河江 司君。

○6番 2億5,000万のうちの2,500万円で、1割じゃないですか。1割はちょっと大きいね。でも、じゃ、これを超えるようなものを今度探さなきゃいけないとなってくると、これは町長、卵何ぼ売っても足りないぐらいですよ。でも、やっぱりこういうの、何もして、指くわえて待っているわけにはいかないんで、職員自ら、全員で何か探すというのものもあるし、我々も一生懸命こういうのはどうだという情報発信もいたしますので、そこら辺、民芸品からいろんなことができると思いますので、協力し合って、やっぱり納税額の底上げをしていくというのが目的だと思いますので、これは皆さん、ひとつご協力をお願いしたいなというふうに思います。

このふるさと納税のマンネリ化というんですか、これでいいんだみたいな風潮があるし、

町民からすれば、何送っていたんやというようなことがあると思いますが、町長がさっき言ったように、米、牛肉、あるいは日本酒等々だと思いますが、この米に関しても、これJAさんとタッグ組んでいるのか、川西町産なのか、あるいは置賜産になるのか、牛肉もそうですよね、玉庭で作った。米沢食肉公社からだ大丈夫なのかなと思いますが、そこら辺のぎりぎりのラインというのはどこら辺までなのか、ちょっとお知らせください。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 お答えいたします。

今回の改正によりまして、県内産の農作物を送ることが可能というふうになっておりますけれども、川西町では現在、米はつや姫がほとんどでございます、これは町内産で、農家の方が直接お送りしているものもございますし、町内の事業者さんで送っていただいているものもございます。

米沢牛につきましては、一応、米沢地区で生産されたものということで取り扱っておりますので、川西の牛肉を中心として発送させていただいているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 これは我々が売るほうですから、今度は逆に、今までほかの県外から、川西町の肉有名だから、ちょっとこちらに回してくれないかなとか、米、つや姫、こちらにちょっとちょうだいなんていうところは、今まではなかったわけですね。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 一つの例で言いますと、生産者が直接販売されている方がいらっしゃいますけれども、その方については、ふるさと納税でお送りしたその後の取引もあるというふうに聞いておりますので、広がっていると思っております。

○議長 寒河江 司君。

○6番 これは直接的に町に寄附を頂くものですから、ありがたいことだと思いますので、ひとつ全職員を挙げて、また、我々も含めて一生懸命PRして、納税額アップに、ひとつやっていただきたい。

納税額に関しては、何といても東に、寒河江には果物があるものですから、これは到底かなわないなと思いますけれども、山形市も何とか頑張っているし、米沢も頑張っておりますのでね、ここら辺では。何もないかなと思ったら、長井も頑張っているんですね。意外と近隣で頑張っているところがありますんで、何か1つでも2つでもまねできるもの、参考になるものがあればというふうに思いますので、これからも頑張ってくださいなと思いま

す。

さて、次でございます。

自死に対する質問に移ります。

これ8月ですから、もう財政調整基金を使ってお支払いをしたというふうに思えばいいのか、ちょっとお願いします。

○議長 坂野課長。

○財政課長 前回の臨時議会で補正予算を提案させていただきましたとおり、財源としては財政調整基金からの繰入金で予算編成をしたところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 私のところにいろんな方からご意見が来まして、私の自宅の電話にも、それから、こういう書面でこうやるべきでないかというようなことも届けてくれた町民の方々がありますが、まず、この基金の使い方が、こういう損害賠償に使っていいものかどうかということが一つ疑問であります、ここら辺の考え方、いかが思っているのかお聞きします。

○議長 坂野課長。

○財政課長 財政調整基金の使い方についてというご質問でありますので、私からお答えさせていただきますが、財政調整基金の繰入金、いわゆる一般財源でございますので、特にその使途、使い道に関して制限されているものではございません。予算を組むに当たりまして、歳出に見合う歳入を確保する必要がございます。そのために、補正予算では、財政調整基金からの繰入金で予算編成をしたところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 ちょっと私も大した勉強したわけではないですけども、地方自治法241条というところに、基金の使い方についてですけども、基金の会計年度の運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見をつけて、第233条5項の書類と併せて議会に提出しなければいけないというようなことと、監査委員の定数が2人以上である場合は、その合意によるものとするという自治法があるんですが、今回も基金を使うというようなことで、2人以上の監査委員が当町にもいますんで、これは監査委員の合意があったのかどうかお聞きしたいんですが。

○議長 坂野課長。

○財政課長 ただいま議員からございました地方自治法第241条の関係につきましては、定額運用基金に関する条項であろうかと存じます。この内容について、今お話しになっている財

政調整基金とは別のものがございますので、今回の補正予算の措置に関しては、これには当たらないものというふうに理解してございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 私、何を心配しているかという、かなり前の話でございますけれども、人事案がまだ条例に通っていないときに、先走ってやったときに、交付税のペナルティーがあったと思えますが、これは大先輩からお聞きしたんですが、何年か前あったらしいんですよ。現実には、どうのこうのじゃないでしょうけれども、こういうふうな使い方をして、お国から使い方がちょっと違うぞというようなことでペナルティーを受けたらば、これダブルパンチなわけですよ。そんなことで私は危惧しているわけですよ。そういうことは一切ないというふうに信じてよろしいですかね。

○議長 坂野課長。

○財政課長 地方交付税に関しまして、国からペナルティーと申しますか、具体的に思い当たる所がないわけでありまして、例えば地方交付税に関しましては、毎年基礎数値に基づいて算定を行いまして、それによって交付税が交付されるという流れがございます。ただ、その計算の基になります算定、基礎数値などに誤りがあった場合は、翌年度の交付額からそれをプラスマイナス精算して、減額、あるいは、低かった場合には翌年度増額といった、そういった調整がございます。そういった意味で申し上げれば、ペナルティーというよりは翌年度調整というのにはあり得る状況ではございますが、なお、その使い道に関しまして、先ほど申し上げましたとおり、地方交付税も、あるいは財政調整基金もいわゆる一般財源ということで、補助金のように目的が指定されているものではございませんので、国から使い方が違うというような、ましてそれに対してペナルティーを受けるというようなことはないというふうに考えてございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 それならばそれでダブルパンチはなくなるわけですからいいかもしれませんけれども、今度は町民の理解ですよ。これ、町長のポケットマネーみたくぼんぼんと、たりないとこさ出してやる、こっちが不足だから出してやる、もう本当に思いついたときに使うような基金ではないわけですよ、この財政調整基金というものは。それで、今回の損害賠償金にこれを充てるということは、本当に町民から、憤慨しているところもあるわけですよ。答弁書にもあるように、1億二、三千万かかっているわけですよ、弁護士費用も含めれば。そうした場合に、このインフラ整備なんか13億分の仕事できるわけですよ。それをもうペアにする

わけですからね。そりゃ町民ばかりでないですからね、川西町の町民は。そんな重々分かっているわけですよ。それを今後どうするのかと、この不足した分を、じゃ、どこで補うのか、そうした場合に、この基金の使い方も含め、町長の責任ということも含めて、こういう使い方でもいいのかと、どういうふうに町民に説明するのだと、町長は町民に理解を得るといふうに言っていますけれども、どのような形で理解を求めるのか、町長、ちょっと一声お願いしますよ。

○議長 町長。

○町長 先月7日、議会で和解について議決をいただきまして、8月18日に正式に和解が成立したところであります。その和解条項に沿った形で、その内容でありますけれども、被告の町は、国家賠償法1条1項に基づいて、損害賠償の責任は免れないという、そういう和解条項でございました。国家賠償法では、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責任があるということで、町として損害賠償に、和解条項に沿って和解金を支払ったものであります。そのことについて、財政調整基金を充当したということについては、支出するためには、歳出に対して歳入を確保する必要があったため、賠償額に応じた形で財政調整基金を活用させていただきました。

このことについては、町民の皆さんに理解を求めていくわけでありましてけれども、様々なサービスに弊害が出ないように、業務の中で、しっかりその損害賠償額に見合った形での財源の捻出を図りながら、一つ一つの業務の中で理解を得ていくことが必要ではないかといふうに考えておりますので、このたびの事案については、我々としても強く反省しながら、今後改善に向けた事業推進を図って、効率的な形で進めて、幾らかでもというんですかね、その被害といいますか、その損害の額に見合った形での財源確保を図ってまいりたいと思っております。そういう意味では、これから先長い時間がかかるとは思いますが、懸命に努力を重ねていくことが我々の責務といふうに捉えているところであります。

○議長 寒河江 司君。

○6番 私は、町長のこの責任の取り方ということで、給料の半分を返納するというところをおっしゃいました。それで条例で通ったわけですが、これが町長という立場の最大限の責任の取り方だと思っておりますか、ちょっとお尋ねします。

○議長 町長。

○町長 8月7日のときにも寒河江議員からご指摘いただいた内容を本当に重く受け止めております。ただ、自分から職を辞することによって責任を果たすということにはならないとい

うふうに熟慮を重ねたところであります。先ほどありましたように、給与のカットが全てということではなくて、業務推進に当たって、しっかりとした改善を見いだしながら、そして町民の期待に応えられるように事業を精査していくと、責任を持った対処をしていくことが私に課せられた使命というふうに受け止めておりまして、その職責を果たしながら、町民の皆さんの理解を得るための努力を重ねていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長 寒河江 司君。

○6番 8月7日の臨時議会では、町長は、18日の記者会見とちょっと違う、我々に対しては、8月7日現在では、何も反省していないで、ただ和解があるからお願いだとか、この金額はどうだということだったんですが、18日の記者会見、そうしたら、今思えば判断が甘かった。原因究明の姿勢が十分でなかったと、非を認めたんですよ。今まで非なんか認めないでいたのが、突然、8月7日に審議が可決した途端に私が悪かったと言っているのと一緒ですよ。これではちょっと私たちも納得いかないですよ。やっぱりこういう重大な、大事な職員が亡くなったという責任は重いですよ。やっぱりここで、あの8月7日のときも熟慮しますと言っているのに、今度は一転して、そればかりが責任でないというようなことを言っている。やっぱりここで、責任を取って、町民の皆さん、基金を使わせていただくんで、私の職と交換だというぐらいの気持ちで、職を辞して、そして新たにスタートするというのが私は筋だと思えますし、建前だと思うんですが、そこら辺もう一回ちょっとお聞きします。

○議長 町長。

○町長 議員から重ねてご発言いただいたことについては、そのような考えも当然あるというふうに認識しております。しかし、職を辞して責任を放棄するわけにはいかないという、その思いも持っているところでありまして、責任を果たすということは、しっかりとした町政運営を尽くすというふうに考えておりまして、そのことは何回も繰り返し自問自答してきたところでございます。そういう意味で、今日の前にある様々な事案をしっかり推進して、町民の信を得るように努力を重ねていきたいと考えております。

○議長 寒河江 司君。

○6番 一般の会社の社長だったら、こういう責任を取る場合は、損害賠償はずっとその社長さんが社長を辞めても付きまとうんですよ。でも、町長が例えば辞めたとしても、これ付きまともわないんですね、これが幸か不幸かは分かりませんが。こういう一般会社の社長さんだったら、賠償金はもうどこまでもいくんですよけれども、行政だけが許されるという、

こういうふうな考えであるならば、これはちょっと、いささか疑問が残るというふうに思います。責任ある、責任あると。私は何も、町民の代表として今ここに立っているわけなんで、こんな重たい話をするのは私ぐらいかなというふうに理解してくださいよ。

それで、私は、何も町長に反対しているわけでないし、反論しているわけでないんだけど、同級というよしみもあり、結局、責任ある立場であり、今まで町村会の、全国の長もやってきたということもあり、そうしたことがもう世間に広まっているわけですが、その方がたった5割の給料減額で事をなすと、そんなことで町民が、許されるわけないでしょう。7年間あなた給料もらっていたんですよ、この安部さんが死んでから。そうでしょう。そうした場合に、半分だけ半年間払うなんていうのは、そろばん要らないでしょう。ちょっとそこから見ても考えづらいんですよ。

だから、私は町長よりも学はないですけども、男としての責任の取り方、最終決断というようなことは、あなたよりも私は持っていると思うんです。それを私は同級のよしみで今こうやって教えているんですから、それを理解してくださいよ。責任を全うする、そんなの全うしなくていいです。やっぱりここで辞めて、そして、ある方からは、現職のうちは寄附できない。だけれども、町長を辞して、後は、辞したらばただの人だから、寄附をその減った分、財調で使った分、寄附で町にお返ししろという過激な言葉もいただいているわけですよ。そういうの同調する人、そうだという方もいらっしゃるわけですよ。私は、そういうふうにはっきりとしたことをしなきゃいけないと思いますが、いつまでたっても時間のないところでやり取りしてもどうしようもない。

半年後には、来年の4月には町長選が改選されるわけですけども、百歩譲ってですよ、町長、百歩譲って、今辞するという事は返事できないとなれば、やはりもう町長選、これは立候補しないというふうなことでよろしいですかね。

○議長 町長。

○町長 繰り返しになって大変恐縮でありますけれども、今回の和解条項の中でも、今回発生した原因は、川西町役場の中で長時間労働を把握するシステムがなかった、その組織上の課題が指摘をされているところでありまして、その責任を町として逃れることはできない、責任を免れることはできないという、そういう和解条項でありますので、川西町組織をしっかり立て直しながら、職員の働きやすい、そして適正な管理が、マネジメントをするための指導をしていくことが私の役割というふうに考えております。来年の話は全く、今、白紙でありますので、様々な方のお声をお聞きしながら判断してまいりたいと思っております。

○議長 寒河江 司君。

○6番 様々な方からご意見聞くのはいいかもしれませんが、ここではっきりしておかないと、出るのか出ないのか、出馬するかしないかというようなことを。対抗馬がもし出るとなれば準備期間が要るわけですから、3月の末にもう一度出ますなんていきなり言われても、またこれ困るわけですが、やっぱり、百歩譲って今言っているんですよ、私、百歩譲って。本来ならば、今日、あしたですよ、英断決めて、辞しますというふうに言ってもらいたかったんですが、百歩譲っても来年の町長選挙、やっぱりこのままでは、選挙しても町長負けますよ。大体、賛成した議員の方々の後援会の方々とかというのも、ちょっと責任の取り方はクエスションでないかという声が出ているんですから。こういうことも踏まえて、町長、やっぱりはっきりとして、のりくらりとししないでやってくださいよ。はっきりしてくださいよ。

結局、あなたの言っている記者会見のことも一緒ですよ、さっきからいうと。我々議会には全然そのような話もしないで、いきなり、今度和解条項来たらば、同じこと言いますけれども、判断が甘かった。原因究明が不十分だった。だから7年もたって損害賠償金、遅延金というのを払わなきゃいけない。これは罪深いですよ。町民が納得するわけないでしょう。もっと言うならば、安部さんの遺族のことに、初めて、亡くなった1年ぐらいで対処していれば、安部さんのほうも納得したんじゃないですかね。第三者委員会を開けと言ったら拒んで、ずっと開かない。今度は議会で同僚議員がつくったらどうだ、第三者委員会をしろと言ったら重い腰を上げた。それでまた1年たった。そこから私は経緯は分かりますけれども、そういうふうなことで、引き延ばしに引き延ばした責任というのは重いんですから。この自殺なされた安部さんに私は何も文句言うわけでないですけども、あんな、町長に対する、7年もかかったという、ここの責任の重みというのは、職を辞するに値するんです。もう一度聞きます。もう、熟慮している暇あるんなら、考え直してやっていただく気はないですか。

○議長 町長。

○町長 28年6月に安部さんが亡くなられてから、遺族の方とのやり取りについては、代理人を立てられて、対処されたのは平成30年からということになりますし、そういう意味では、それぞれの手続を踏みながら説明責任を果たしていかなきゃいけないということで、町としては、できるだけ遺族の方の誠意に沿った形で対応をさせていただいてまいりました。

第三者委員会の設置等については、遅かったのではないかということについても、それ以前から情報などは提供させていただいておまして、第三者委員会の設置までには至らない

中で、内部調査をし、内容等についてはお伝えしてきたところであります。結果としては、代理人から第三者委員会の設置について強く求められたのがあの新聞報道ということになるわけでありまして、時間的な経過があつて今日に至つたということでありまして、それぞれの段階での説明責任を果たさなければならなかつた、そのための時間的な猶予が必要だつたということが、結果としてこのような長期間になつてしまつたわけでありまして。

そういう意味で、繰り返しますけれども、最初の段階でもっと早く分らなかつたかということでありましてけれども、町として、職員の時間外労務管理については、直接的には時間外命令簿で対応してきたということでありまして、その時間外命令簿の中では把握し切れなかつた、判断できなかつたというところが大きな課題であつたわけでありまして、それは調査委員会でお示された調査報告書のとおりでありまして、そのことに想像が至らなかつたということについては、大変申し訳なかつたなというふうに思っております。

○議長 寒河江 司君。

○6番 安部さんが亡くなられてから7年たつたというふうなことで、大事な職員を亡くしたという反省点はあつたわけですが、安部さん宅は仏教徒だと思いますが、1周忌、3回忌、7回忌ともうたつたわけですよ。町長自身として、安部さん宅に何回ぐらい線香立てに行つたものですか、町長として。それをお聞きします。

○議長 原田町長。

○町長 亡くなられた新盆に焼香にお邪魔させていただきました。それ以降、今回もそうなんですけれども、まだ気持ちの整理がつかないのでというふうに言われておりまして、お伺いはしておりません。

○議長 寒河江 司君。

○6番 新盆に1回行って、7年間ずっと、親御さんから拒否されたのか分かりませんが、やっぱりそれでも何回何回も玄関まで行って、花でもたがって、仏壇にお納めくださいぐらいの気持ちがあつて当たり前だと思いますけれども、それが無い。そうすると、責任は痛感しております、大事な職員でしたと言っても、裏ではやっぱりそういう気持ちがないんですよ。私は学歴がないから、親にそういうことをよく教えられたものです。亡くなられた方にお世話になつたらちゃんとしなさいよという、しつけということについては教えられたものですから、今お聞きしたわけです。

だから、町長の言っていることとやっていることと、行動が一致しない。これでは、また町民が憤慨しますよ。亡くってから新盆の1回だけの線香立てに行つたなんて言つたら、ち

よっと笑われますよ。そんなことで、大事な職員がと、こちらのほうで記者会見して残念に思いますなんて言ったって、行動が伴っていないのではどうしようもないですよ。そういうことが、今町民が見抜いているんです、もう、町長のこれからの行動を。ですから、さっき言ったように、百歩譲って、今は返事、辞職するというようなことないんですけれども、もう一度お尋ね、もう時間がないので、来年の町長選挙について辞退するのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長 町長。

○町長 繰り返しになりますけれども、来年任期満了になりますけれども、任期中は責任を果たしてまいりたいという考えで答弁書を書かせていただきました。来年の4月のことにつきましては全く白紙でありますので、時期があれば表明することになると思います。どちらにしても、町民の声を聞いて判断するというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○6番 全く私としてはもやもやの残る答弁していただきましたんで、これから、あしたから私、町民に何て説明したらいい。お前の質問のやり方が悪いのかと逆に責められるような気がするんですけれども、町長、やっぱり早めに答えを出さないと、町民がいつまでたっても理解できませんよと私は思っておりますし、せっかくあなた20年間も町長やってきたんですから、本来ならば駅東に銅像の一つぐらい建つぐらい立派な町長歴なんですよ。それ、最後の最後にこんなことでなくなってしまう。そういう男の花道というつくり方をせっかく私がこうやって同期のよしみで教えているんですから、これは考えるべきだと思いますよ、はっきり言うと。早めに検討していただきたいなというふうに思います。

残りあと4分ぐらいでありますので、あんまりエキサイトすると血圧も上がりますから、私の質問はこれで終わりにしますけれども、町長のはっきりとした道筋を町民にお知らせ願えることを希望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 第2順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

第2順位、高橋輝行君。

(11番 高橋輝行君 登壇)

○11番 おはようございます。

早い頃、ぜんそくということで、ぜんそくというのは治らないということですね。この大事なときに、さっきまでは大丈夫な気がしたわけですがけれども、緊張のせいなのか、ちょっと喉の聞きづらい部分があるとすれば、ひとつご理解をいただきたいと思います。

先ほどの寒河江 司議員の、うまいものだなということで、その内容は、これは大事な内容でありますけれども、やはり大事なポイントを聞くという聞き方には、いろいろな、昨日の同僚議員もありましたけれども、それぞれあるわけで、私は私なりに、町長の考え方、あるいは町のあるべき姿を、この与えられた時間の中で務めを果たしてまいりたいというふうに思います。

一つには、辞めろということでしたから、これ、俺も一連の間責関係で、ちょっと枕が長くなりますけれども、寒河江 司議員に、言うなれば、明日は我が身という言葉がありますけれども、明日は我が身という言葉であれば、輝行、お前もいつくらかげんにして、世論を踏まえれば議員辞めろと、あした言われるんじゃないかというような緊張感を持ちながら、私も大いに反省をしなければならぬ。空き家バンクの関係で、一時的とはいえ100万円を預かって、その交渉のお手伝いをできませんでしたがけれども、聞くところによりますと、その売方と買う方の商談が、その物件がまとまりまして、いいあんばいになっているような報告はいただいております。

しかし、ご指摘のとおり、これはどうなんだということで、若干説明になりますけれども、実は、その物件については、前の教育委員長のちょうどご自宅の前で、もう10年くらいになりますかな、輝行、何とかならないかということで、そこは空き家だったわけです。さらに、私が入りまして、そこに住むことになった人が10年くらい住んだんですけれども、その人が死んじゃったと。今度は娘さんということで、娘さんからの相談を預かったというようなことで、ご指摘されているような内容については、私は否定をするものでなくて、慎重にやるべきだったという大きな反省はこれあるわけで、特段のご理解というよりも、それが真実でございます。

しかしながら、先ほど来、寒河江 司議員の話になりますけれども、説明が不足していると、町民はこう言っていると、こういうご指摘をされれば、これはやっぱり明日は我が身、俺も辞めることを選択しなければならないのかなというふうに、町長は熟慮と申されましたけれども、私は、辞める意思はありません。はっきり申させていただきながら、今後の議員活動の中で、その負の部分があったとすれば、全力投球で埋めてまいりたいというふうに前段申させていただきながら、あまり長く枕を申し上げますと井上議長にお叱りを受けますから、質問、3項目申させていただきます。

1つは、ずっと、議員に選挙違反で再起してから2期目になるわけですがけれども、原田町政になって、この財政の部分、特に行財政ということを一筋に絞って、ずっと質問させていただきました。今回もちょっと視点を交えて、同じような内容になりますけれども、原田町長の考え方、個人でないですよ、あくまでも町ですね、このことをお聞きをして、ただしてまいりたいということでもあります。るる申し上げますと、行財政改革、特にこの数値目標の設定についての取組、ここをポイントに、前回の議会でも質問しましたけれども、お尋ねをするものであります。

去る7月26、27日でありましたけれども、総務文教常任委員会で、栃木県芳賀町に行財政改革の取組について先進地視察をしてまいりました。これは常任委員会ですね。財政の課長も一緒にご視察いただいたわけですがけれども、芳賀町を先進地に選んだ大きな理由は、市町村の類型、いわゆる本町と同じⅢ－1だということで、私はこのこと以上に、この同じような規模を視察することについてずっと申し上げて来、渡部委員長のご理解もいただきながら、ここの芳賀町をⅢ－1ということで選んだわけです。

人口は約1万5,000人と、世帯数が5,200戸と、田の面積が3,200ヘクタール、農業産出額が、本町が68億という数字があるわけですが、対して芳賀町は77億と、ほぼ同じⅢ－1の芳賀町を視察してまいったところです。

ニュース等でありますけれども、LRT、いわゆる底の低い車両、次世代の軌道系交通システム、簡単に言えば路面電車ということになるかと思いますが、8月の開業に向けて大変忙しい中で、私ども常任委員会を迎えていただいたわけであります。鉄道のない芳賀町の新たな移動手段として、LRT、芳賀町の部分は全長2.5キロということで、東区間が14.6キロというようなことで、芳賀町の2.5キロは短い距離でありますけれども、そういうような開業に向けて忙しい中の時期の視察でありました。町のシンボルとして、大いにこのLRTについては期待をしておったところであります。今後は、このLRT沿線の開発に取り組む

ということでありました。

その芳賀町でありますけれども、何回何回も繰り返し申し上げますけれども、この財政調整基金、先ほどもありましたけれども、この財政調整基金の標準財政規模の10%程度を常時保有すると。原田町長は5%という数字を、なかなか口が重かったんですけれども、さきの議会で5%という話をいわゆる表明されましたけれども、芳賀町にあつては、全国平均的な10%、標準財政規模の10%を保有すること。

さらに、振興計画等の計画書を見せていただきますと、財源の準備金の積立て、こういうものも、何か事業をするたびに、そういうものも積み立てていくということでありました。また、これは本町にあつても表明されておりますけれども、地方債の残高、いわゆる借金の平準化を図るというようなことなどが挙げられます。

振興計画の施策を体系化し、それぞれの施策の方針と目標を定め、成果を図るための指標をそれぞれ設けているということでありました。私は、大いに、この本町にあつても参考になると思います。先の6月の議会でも申し上げましたけれども、数値目標というものを、財調の目標額のみならず、町民に分かる数値目標を出すべきだし、これは当たり前のことだというふうに思うわけで、このことについての考え方をお尋ね申し上げます。

2つ目であります。

治水対策、特に内山沢地域についてであります。

内山沢地域の総合的な排水対策、令和4年11月22日の全協では、町長は、ため池の機能強化をしていくとともに、もう一つ、都市の排水・治水、小松地区の総合的な都市災害防止対策のための総合的な治水対策を検討するというふうに表明されたわけでありまして、治水対策を検討するとともに、一体的に取り組んでいくという説明があつたけれども、その後どのようになっておるのかお尋ねを申し上げたいということが、2番目の質問であります。

3番目は、先ほど同僚議員の寒河江 司議員からありましたけれども、私は、この安部さんの関係で、損害賠償請求事件の遅延損害金についてお尋ねを申し上げるものであります。

元職員、安部幸宗氏のご遺族様には、哀悼の意を表すとともに、心からのご冥福を私からもお祈り申し上げますところであります。

さて、裁判所の仲介により和解し、損害賠償請求事件が全面解決されたことは、大変よかったなというふうに私も感じておるところであります。さて、損害賠償請求に対しては、一定の理解を示すものでありますけれども、そこで、私から遅延損害金についてお尋ねをいたします。

1としまして、類似の判例などにより、早期解決の道があったのではないかと。これは先ほど寒河江 司議員からもあった内容と同じような内容でありますけれども、私からもいわゆるお尋ねをするわけであります。

さらに、2としまして、早期解決することにより、遅延損害金が発生しなかったのではないかと。

さらに、これまでの対応及び進め方について、この損害賠償請求、特に遅延損害金を基本にしたことについて、私からお尋ねを申し上げます。

ちなみに、ちょっと付け加えて申させていただきますけれども、この質問は、先ほどの寒河江 司議員の質問も、この安部さんの内容については、私の質問も、決して、てんでに考えておるわけではなくて、保守系の7人の議員を代表しての質問ということで、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革(数値目標設定)の取組について、施策の方針と目標値を定めることについてであります。総務文教常任委員会の先進地視察で訪問されました栃木県芳賀町の状況については、同行した職員から報告を受けているところであります。

視察研修のテーマであった行財政改革の取組についてであります。芳賀町の資料によれば、平成2年度から平成22年度まで行財政改革プランを策定し、実践してきたことで、職員数の削減、施設の統廃合、民間委託などによる歳出削減の効果があつたことや、平成18年度から行政評価システムの取組を開始し、P D C Aサイクルの導入により、目標の達成状況などの見える化に努めているとのことでありました。

一方で、第6次芳賀町振興計画中期基本計画では、都市基盤整備分野、教育文化分野、産業経済分野、保健医療福祉分野など、それぞれの施策を体系化し、施策ごとの指標と目標値が設定されておりました。

本町においては、行財政改革の取組として、平成8年度に川西町行財政改革大綱を策定して以降、現在は第2次経営改革プランとして取り組んでおります。アクションプランの中では、施策ごとに実行目標と成果目標を定めており、P D C Aサイクルによって毎年度その成果を検証し、達成度を評価しております。

芳賀町の振興計画は、本町の総合計画に当たるものと思いますが、第5次川西町総合計画である「かわにし未来ビジョン」の令和3年度からの後期基本計画では、施策の柱を体系ごとと整理し、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れて重要業績評価指標（KPI）の令和7年度の目標値を設定しております。

次に、成果を図るための指標を設けること、それぞれの数値目標を示すことについてであります。議員からご紹介ありました芳賀町で取り組んでいる財政調整基金を標準財政規模の10%程度を常時保有すること、振興計画に基づく財源準備金の積立てを実施していること、地方債残高の平準化を図ることなどについては、財政調整基金の運用ルールとして設定しているものと理解いたします。

1つ目の財政調整基金に関しては、芳賀町では、常時保有としている金額の目安を5億円程度としているようであり、標準財政規模は50億円ぐらいと考えます。本町の場合は、公立置賜総合病院の地方交付税分として約14億円が標準財政規模に加算されますので、一概に比較はできないものの、参考にさせていただきたいと考えております。

2つ目の振興計画に基づく財源準備金の積立てに関しては、芳賀町と宇都宮市を結ぶ新規の路面電車であるLRTが本年8月26日に開通しました。芳賀町では、この整備費に一般財源として最大10億円が必要であるとの見通しを立て、この費用を賄うため、複数年にわたり積立てを実施してきたとのことであります。本町においては、ハード事業の財源として有利な起債の選定を行っているほか、元金償還の財源として町債管理基金への積立てを行っているところであります。

3つ目の地方債残高の平準化に関しては、芳賀町の運用ルールでは、世代間の公平性や交付税措置の優位性が高いものなどの活用について配慮しているとのことでありますが、現実的には、普通建設事業費の支出を毎年平均化するのは困難であるとのことであります。地方債の平準化は、財政運営上、理想的ではありますが、本町では町民総合体育館や学校の大規模改修など、年度によって大きな事業が重なる場合があり、平準化は困難な状況であることをご理解いただきたいと思います。

財政面での具体的な数値目標を示すことについては、年度によって予算規模や重点的に実施する投資的経費などの変動があることや、起債の元利償還金についても毎年変動することから、一律の数値目標を示すことは困難であると考えております。しかし、財政の健全化を維持することは重要なことでありますので、財政調整基金について、一定程度の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、治水対策（内山沢地域）について、都市の排水・治水計画はどのように検討されているかについてであります。昨年8月3日の大雨では、鏡沼の破堤をはじめ、道路、河川、各種農業被害、住宅浸水被害等、町全体で31億円の甚大な被害を受けましたが、現在は、農地、道路、河川等の災害復旧工事は順調に進捗しております。

鏡沼の破堤を招いた内山沢流域からの排水については、被害発生後に東北農政局及び農研機構をアドバイザーとして、県や山形県土地改良事業団連合会、土地改良区を構成メンバーとして、大光院堤1号周辺災害復旧検討会において、内山沢流域・治水対策について検討を進めました。検討会においては、被災した鏡沼や新八堤下流水路の個別被災箇所を災害復旧事業により復旧するだけでは、今後の地域防災に不十分であり、災害復旧関連事業や農村地域防災減災事業等の補助事業等を活用しながら各施設の機能強化を図っていくとともに、鏡沼のみならず、その上流部に位置する新八堤と内山沢堤を含めた内山沢流域全体の治水対策の検討が必要であると確認されております。

現在、被災箇所の工事については、県指定の防災重点農業用ため池であることから、県が事業を受託し、災害復旧事業と災害関連事業により、洪水吐き工と下流水路の改修を進めております。さらに、内山沢流域の治水対策に関しては、今年度から県が農村地域防災減災事業を活用し、鏡沼周辺流域治水構想に向けての基礎調査を行うこととしており、既に事業者への発注が完了しているとお聞きしております。

県では、今後、内山沢堤や新八堤の緊急放流施設設置、新八堤のしゅんせつ等により、上流域における治水排水対策を行うこととしておりますが、下流域については、市街地の排水として重要な役割を果たす中小松堀、天神堀、萩野堀の3水路について、昨年8月3日の大雨により土砂堆積や護岸破損等が多数生じたことから、災害発生以降、順次しゅんせつや修繕を実施し、今後の大雨に対し、備えているところであります。

今後、県をはじめ関係機関と連携し、流域全体の総合的な防災・減災対策を行うことにより、農業生産の維持はもとより、地域住民の生活の安全の確保を図り、本地域の防災力を高めてまいります。

次に、損害賠償事件（遅延損害金）についてであります。町としては、ご遺族様のご意向に沿った行動が解決の道であると考え、平成28年6月26日に元職員が自死された後、平成30年3月のご遺族様代理人からの勤務状況資料の提示と、いじめ・パワハラ調査依頼に基づく調査の実施、第三者委員会設置依頼に基づく川西町元職員の自死に関する第三者調査委員会の設置と原因究明の実施、ご遺族様の公務災害認定請求への協力等、できる限りご遺族

様の意向を受け止め、対応に努めてまいりました。

また、他の事例の調査や同様の経験のある団体から情報収集を行うなど、早期解決を実現するための努力を重ねつつ、議会に対しても対応方針をご相談させていただきながら、早期解決を図るため、最善の手法を選択し、実施してまいりましたが、結果として7年以上という歳月を要してしまいました。

当時、時間外勤務については、時間外命令簿により管理しておりましたが、出退勤等の正確な勤務実態を把握するシステムが不備であり、ご遺族様代理人からの勤務状況の資料請求により、保安上の資料であった入退庁簿や警備記録を精査した結果、長時間労働であった事実を認識したものであり、初動が至らなかったことが、解決に長時間を要した最大の要因であると考えております。

二度とこのような悔やんでも悔み切れない事態を発生させないよう、再発防止について、検証と改善を繰り返し、鋭意取り組んでいるところであります。職員のかけがえない命を組織として守り切れなかったことに対し、ご遺族様や町民の皆様に改めて深くおわび申し上げます。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 財政の問題でありますけれども、財政課長の坂野課長と一緒に行っていただいて、かなり細かに町長のほうに復命書と申しますか、ご報告されている内容については理解をしたところでもありますので、私は、ここに芳賀町の一つの例でありますけれども、総合計画、川西でいう、全く町長おっしゃるとおり町の総合計画、非常に事細かに、この資料も、課長からあったと思いますけれども、この目標数値というものを事細かに書いているんですね。非常に分かりやすい。その目標に達している部分、達していない部分、これも非常に検証しやすい。こういうこともさせていただいているわけで、全体のいわゆる地方債の残高等についても、当然この一つの目標を持ちながらですよ、先ほどあったような大きな、いわゆる路面電車的なものをやる場合は、それに対する備えは別口にしているわけですよ。全体を平準化しながらやっていくということは困難だということでもありますけれども、私は、やるかやらないかというよりも、やるべきだというふうに思うんですよ。この見解をちょっと簡単に再質問させていただきます。

○議長 町長。

○町長 答弁書の中にも書かせていただきまして、芳賀町さんがしっかりとした財政目標を立

て、さらに、大きな事業をするときは基金も造成されているということで、すばらしい取組をされているなというふうに思います。

本町の場合は、様々な事業、特に施設の老朽化等に対する財政需要が大きい中で、その財源確保を図りながら取り組んでいるところではありますが、重なる部分もありまして、やはり待ったなしの状況、特に災害などが出れば、なかなかその起債の目標には沿えないところも出てきますので、公債費の適正化などを見ながら、過大な起債が増嵩しないように判断をしていきたいと思っておりますし、あわせて、本町の場合は過疎債という有利な財源もございますので、そういった財源を有効活用して将来的な負担を平準化していくということは、大切な視点というふうに捉えているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 このⅢ-1という分類は同じだとしても、行ってみまして私びっくりしたんですけども、隣の町が、宇都宮市ですか、非常に、そういうことで、条件が、分類は同じだとしても比較できない部分があるなど、いわゆる条件的にね。さらにまた、農業の出荷額についても同じだなどというふうに申し上げましたけれども、全然その中身が、地方交付税ももらわなくても済むというような都市もあつたりで、これも比較できないですよ。当然そうでありますから、過疎の指定は受けていないということであります。

しかし、この一般会計の総額については、大体70億、80億ぐらいでずっと推移しているんですよ。この路面電車の年は別ですよ、百十何億いっておりますけれども、つまり、そういう全体の非常に安定した中で財政運営をやっている、まちづくりをしていると、ここがやっぱり大事だなというふうに思うんです。

ところが、原田町長は、需要があれば、これやんなねものはやっから当然増えていくんだと、こういう解釈は非常に、以前から思っているんですけども、この辺はどのように考えますか。必要なものはやんなねだと、それは当たり前ですよ、これ。そのための準備というものが、原田町政にあつては非常に見えないし、準備というものが不足だったのでないかと。してこないとは言わないよ。この辺どうですか、簡単に。

○議長 町長。

○町長 過疎債というのは有利な財源というふうになりますけれども、そのことでやっぱり起債が増えるわけですから、その意味では、セーブといいますか、何でもかんでも財源充当すればいいということではないし、県との協議も当然求められているわけでありまして、そこは制約がかかっております。また、様々な補助事業なども活用しながら財源確保を図る意

味といたしますか、調査などをさせていただいて、できる限り直接的な町の負担が軽減されるように対処して、事業推進を図っているところであります。

芳賀町さんの場合は、本田技研さんが立地されるなど、やはり自主財源をしっかり持たれているということの強さというのは、大変感じているところであります、そういう意味では、町としても自主財源を確保するような手だてをしっかり持つと、その視点を持ちながら、必要な事業は推進していくという、そういったことが求められているというふうに判断しているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 寒河江 司議員の質問の後段もありますので、そんなに時間を、このことについては割きませんけれども、おかしなことを言っているなというふうに思うんですよ、過疎債を使うんで借金が増えるんだと。有利な財源を使って、どうやって少ない金額の中でまちづくりをしていくかという発想でないんだよな。片一方は、芳賀町が全てだというようなことでなく、一つの例ですよ。地方交付税ももらわないで、過疎債もなくて、そして、70億、80億ぐらいなことで、Ⅲ-1という同じ規模のまちづくりをしているところがあると。

ところが、原田町長は、あれもこれもと。過日ありました、体育館の屋根むった、耐震だ、これはもう想定されたことですよ。そういうものの準備をしておれば、当然これ平準化していくと。その中で突発的に出たものについては、ちゃんとした積立てをしていくという、こういうことでやっていただかないと困るわけで、本田技研というのは見ましたよ、それは。とんでもない、大きい、いわゆる工業団地でした。そういう何かちょっと引っ張り出して比較するのでなくて、国から見れば同じⅢ-1という類似団体で、その中の比較というものが、私ども議員としては、当然物差しになるわけでしょう。こういうことを申し上げているんです。ご理解いただけますか。

○議長 町長。

○町長 分類上は同じ団体でありますけれども、その構造といいますか、就労状況とか就業構造、こういった構造でやっぱり差がありますので、そのことを踏まえながら、川西町としての安定運営を図っていかなくやならないと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 これ、議場で夢も希望もないことを言えないけれども、自主財源といいましても、なかなかこれ、その準備をしなければいけないわけでしょう。私は、自主財源の確保に努めながらも、これは努力していただかなければ、我々も努力しますよ。しかし、今ある財源の

中で想定される、このシミュレーションの中で、数値目標、これはすべきであるし、それに向かって理解を求め、協力していく。そして協働のまちづくりと、こういうふうにあるべきだと思います。

町長の答弁を聞きますとまた長くなりますので、そういうふうにひとつ、次回もまた別な観点からお尋ねを申し上げますけれども、どうかひとつ、芳賀町も一つの例に、参考になる部分があるというふうに申されておるわけですから、ぜひこの具体的な数値目標についてお示しいただくように努めていただきたいというふうに思います。

2番目のこの内山沢の関係でありますけれども、過日のその中では激甚の指定を受けたと、これは大変いいことではないわけですが、それぐらいの大きな災害だったと。国の力も借りながら何とかやっていかにゃならないと、非常に大きなこのプロジェクトを希望しながら、防災減災計画を構想として持っているなというふうに思ったんですけれども、その辺は、その後どうなりましたか。

○議長 町長。

○町長 答弁書の中でも触れさせていただきましたけれども、やっぱり内山全体、140ヘクタールの治水をどうするかという観点で、3つある重ね堤を有効活用しながらも、それ以上の雨量が計測されて大きな被害になったわけでありますので、その流域全体の治水・排水を総合的に検討する、調査に入るということで、本年、山形県が主体となりながら、今年度と来年度、2年間かけて、その総合的な治水対策に取り組んでいるところであります。

激甚対策に当たりまして、具体的には、重点ため池でありますので、これは県管理ということになります。県のほうが重点的に、今、洪水吐きの整備、併せて排水路の整備に取り組んでいただいております。築堤については来年以降になるという話をお聞きしているところでありまして、洪水吐きが整備され、築堤が整備されれば、ため池が活用できることになるのかなというふうに捉えているところであります。ため池だけではなくて、これは緊急排水路とか、3つのため池が連関して貯水能力を担保しながら、下流に影響を及ぼさないような対策を講じていくということで、総合的な調査が現在進行中でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 この事業について、るる聞きたいことがあるわけですが、過日の町民との意見交換会でも、若干、私の資料に基づいて、町から頂いた資料などを見まして、どれぐらいの雨が降ったんだということで、内山沢でありますけれども、鏡沼の25倍の水、数字でいえばね。それから、内山沢の4倍というような量が短時間に降ったわけでありますから、当然

といえば当然のようなことで、こういうことだから、国のというふうには町長は申されたと思うんです。また聞く機会があると思いますけれども、それから、ここで、こういうことでしょう。いずれにしても、県で進めていただいておりますけれども、本来は、大沢についてもここについても鏡沼についても、町でやらなければならない内容だけれども、なかなか町では大変だということで県のほうにお願いしている、こういうスタイルでしょう。

○議長 町長。

○町長 防災重点ため池につきましては、県が指定をしております、下流域に人家がある、大きな影響があるものについては、重点ため池として、県が実施主体となって整備をいただいているところであります。鏡沼、内山沢もそうですし、大沢堤も県が事業主体となって整備を進めていただいているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 私申し上げているのは、県と、過日の議会であったとおり、お願いするという契約をしたでしょう。だから、本来は町で取り組むべきものだけれども、町的能力というものを超えるので県にお願いしたと、こういうことでしょうかと言っているのよ、こういうことなんです。そこをちょっと何かごまかしたような、何か答弁でなくて、私何も、確認をしながら申し上げているわけなんで、所管課の確認は必要ありませんので、その辺なんです。何かおかしいような、含んだような答弁でなく、ひとつお願いしたいと。ぜひひとつ、心配のない計画が出てくること、そして実施されることを期待をするわけでありまして。また何かお聞きする機会が当然出てくるかと思えます。

そこで、3つ目なんですけれども、安部さんの問題ですよね。担当課からよろしいですか。この損害の賠償額というのは幾らになったんですか。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 損害の賠償額につきましては、8月7日の臨時会でもご説明を申し上げましたが、トータルとして1億981万1,038円でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 この損害賠償の額、今トータルで申されましたよね。これ中身を開けますと、通告申し上げておるとおり、損害賠償額と遅延損害金というふうになりますよね。この内訳について、数字お示しいただけますか。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 損害賠償額につきましては、8,149万5,403円でございます。それに対する遅延損

害金でございますが、2,799万8,693円でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 約というふうに申し上げれば、ちょっと恐縮なんですけど、損害賠償額は8,200万、ざっとね。それから、この遅延分は2,800万。そして、合わせて1億1,000万と、こういう数字になるわけですか。

○議長 奥村課長。

○総務課長 ありましたように、損害賠償額、それから遅延損害金、加えまして、割増し賃金の未払い分が31万6,940円ございました。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 この遅延損害金というのは、どういう内容ですか、ちょっとお尋ねします。

○議長 奥村課長。

○総務課長 遅延損害金につきましては、一般的には、その債務の履行、約束事が果たされなかった場合に生ずる損害金ということになります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 遅延損害金というのは、いつから発生するんですか、これ。つまり、寒河江 司議員でないけれども、素人なりに言えば、損害の賠償分と、それから損害賠償の額があって、支払う義務が出てきて、払うまでの間のいわゆる損害分ですよ。こういうことの理解でいいんですか。%もちょっとお示してください、簡単に。

○議長 奥村課長。

○総務課長 一般的には、約束事があれば、それが、約束事ができなかったという日からということが一般的な損害金になるわけでございますが、こういった職員の自死というこの事例に関しては、それそのものが発生することが約束されているわけではございません。こういった事例を民法上で、いろいろ過去の判例から見ますと、こういった事例については、そういった行為が発生した日、つまり職員が自死された日が、その損害が発生した日だというふうには、最高裁での判例もございまして、多くはその亡くなられた日からというふうに捉えております。今回については、亡くなられた日から、その期間については、裁判所からそれぞれ提示があった和解の日ということでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 ちょっと時間配分が間違っただけのような気がしますけれども、結局亡くなった日から、

町長、約束された日というけれども、何も損害賠償請求の額を払うという約束とか、遅延金を払うと約束はしていなかったでしょう。していないけれども、今の話では、額が発生したときに、もう死んだ日から、次の日からいわゆる遅延金というのが出てくるということですから、この辺はどういうふうに理解すればいいんですか、簡単に。町長ですよ。

○議長 町長。

○町長 今、課長からありましたように、最高裁の判例でもそういった形で前例がありますので、それに倣った形で、裁判所からも、亡くなられた日から損害遅延金が発生するという計算をしたところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、私も第三者委員会については、先ほど申し上げました選挙違反で復帰したの議会でも面食らったんですね。すぐに第三者委員会ということで、開かないと。私も強く申し上げたところ、第三者委員会を開くことになったと。その中で、町は非がないんだと。この町に責任があるというふうに、いわゆる結論を出されたのは、いつからですか。

○議長 町長。

○町長 今年の5月に裁判所のほうから和解案が示された中身を十分精査させていただいたところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 ちょっと細かいんで、タブレットなんであれですけども、議会のほうには、何か逐次報告をし、相談したように書かれておりますけれども、その前段のことは全然、我々分らないわけですよ。この答弁書が独り歩きしますと、我々議会は大変なんですよ、これ。先ほど寒河江 司議員からあったとおり、町は非がないんだと、闘うんだと、気迫だと、最高裁までも闘うんだという意味合いに取れる立場で来たでしょう。突然こうでしょう。これはどうなんですか、これ。私は、やっぱり今までの説明の部分は非常に問題があったというふうに思うんですけども、簡単に町長から、お尋ね申し上げます。

○議長 町長。

○町長 昨年の7月に損害賠償請求の提訴があったわけでありまして、その内容について精査するために、町としての主張をさせていただいて、整理をされたところであります。その中で、結果としては損害賠償額の圧縮は図られたところでありまして、そういう意味では、和解案を示されたわけでありまして、そのことと併せて、結果の原因についても言及されておりますので、そのことを受け止めさせていただいて和解に臨んだところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 原田町長、何言っているんですか、これ。結果として、いわゆる遺族から請求あったものを圧縮できたと、それがよかったと。しかし、町の立場は、非がないんだということずっと来たわけでしょう。これ、自分の、私も人のことは言えない部分がありますけれども、自分がおっしゃった、今までずっと、原田町長というより町としての、この整合性がないんでないですか、これ。簡単にどうぞ。

○議長 町長。

○町長 繰り返しになりますけれども、事件発生当時、職員の時間外の把握について、十分把握、そういったシステムがないという中での主張をさせていただいたところでありまして、労働の過重性について、特に過重な負担はかけていなかったということも主張させていただきながら、裁判所で整理をしていただいて、判断を示されましたので、それを重く受け止めさせていただいたところがあります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 時計を見ながらの再質問でありますけれども、ちょっともう一回、お支払いは終わっているわけでありますけれども、先ほど来の、何回も申し上げますけれども、寒河江 司議員の非常に明確な分かりやすい質問があったわけですが、これやっぱりつじつま合いませんよ、今言っていること。もう一回精査していただきたいと、ちゃんとした中での、機会を捉えて説明はすべきだと思いますよ。

ちなみに、第三者委員会というのはつくりましたよね。これは町で500万かけて、弁護士3人ですか、やりましたよね。そのときに、いわゆる悪かったと非を認め、やれば、遅延損害金というのは、8,200万の部分は基本として、遅延損害金は、2,800万、発生しなかったんでないかと。第三者委員会のあの時点で結論が出たわけですから。

さらに、公務災害、いわゆる労災認定になったと。このときも、この時点でも町が非があったというふうには言っていないわけですよ。この2つの段階で分けたときに、計算上、遅延損害金の額はどのようになりますか。

○議長 奥村課長。

○総務課長 第三者委員会から答申を受けた日ということで、そこから遡りますと、賠償額を変えない中で算定をしますと、約1,700万が遅延損害金に当たるというふうに考えております。それから、公務災害が認定された日、これが令和3年12月23日でございます。その日から遡っての計算をしますと、約2,240万円程度が算定されるところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 今ありましたとおり、2,800万のいわゆる基本額の、8,200万円に対する5%、年ね。これで第三者委員会、後に、悪かったということで和解されれば、1,700万で済んだと、数字上はですよ。これ表現は、ご遺族に対して問題があるかどうかは別としまして、そういうふうになるわけですよ。つまり、判断が遅れ遅れになったことによって、遅延損害金、そしてその交渉をするいとまもない、こういうふうになったのではないんですか、町長。

○議長 町長。

○町長 代理人が立てられたのが平成30年2月でありまして、そのときから求められていたのは、原因究明と、あと、損害賠償について求められておりましたので、そしてまた、調査報告書が出た段階でも、公務災害認定と損害賠償の請求をするというふうに示されておりましたので、その内容を精査させていくと、それを受けていくという判断をしたということであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 いずれにしましても、早めにいわゆる和解をし、そして、同種の判例というとおかしいんですけれども、これは研究されて、大体似たような結論は、もう早いうちに出たと思うんですよ。その対応の部分、これは、やっぱり大きな責任は原田町長にあったというふうには、私も、お聞きすればですよ。

さらに、先ほど寒河江 司議員の質問の中で、ご遺族のうちを新盆のとき訪ね、今回で2回目だと。全く誠意というか、丁寧な言葉は申されておりますけれども、そういうものが感じられないというふうに、私も今この遅延損害金の内容を聞きながら、寒河江 司議員の質問を聞きながら思ったところであります。

私からも、そういうような中で、また6期目出るとしましても、やっぱり一回お辞めになって、そして、その中で町民の審判を、出るとすればですよ、いただくという、こういうようにすべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長 町長。

○町長 寒河江議員のところでもご質問にお答えさせていただきましたけれども、今、町といいますか、私自身が責任を果たすことは、再発防止に努めること、また、事業をしっかりと取り組みながら、町民の信頼を改めて得ることが必要だなと、役場に対する不信を払拭して、信頼を回復するために、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 4年前は、ちょうどこの9月の議会で5期目出るというふうに申されたわけです。これ、ぎりぎりなんです。私からも、やっぱり先ほど来ありましたとおり、自分も反省しなければならない、いっぱいありますけれども、質問としては、やっぱり町長、一回お辞めになって、そして、もう一回、出るか出ないか分かりませんが、それで十分だと思いますよ、もう、5期、20年務めれば。心配ないですよ、これ、後継者も。どうですか、お辞めになる、そういうふうに思いますよ、私も。どうですか。これいつまでも引っ張っちゃうと、我々も準備大変なんです、これ。再度お尋ね申し上げます。辞めるべきだと、そして、町民のいわゆる洗礼を受けるべきだというふうに思うんですけれども、どうですか。

○議長 町長。

○町長 辞職して、選挙をして、再選されたとしても、任期は来年の4月ということになりますし、町政の混乱を招くことのないように、任期中はしっかり全うさせていただきたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 出るか出ないか、このぎりぎりの時期ですよ、町民に選択する時間も与えない。むしろ、原田町長、混乱を招きますよ、これ。よく考えて、ご自分でご判断をいただきたい。早いもので、今日の新聞ですか、山新ですか、何か態度を表明、意思表示していないのは川西の町長だと、もうこういう時期ですよ。質問を終わります。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時47分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎一括議題に対する総括質疑

○議長 日程第2、一括議題に対する総括質疑を行います。

第1日目に一括議題とされました令和4年度川西町各会計決算認定7議案に対する質疑を行うものであります。

この際、議員選出の鈴木孝之監査委員は監査委員席にご着席ください。

議事の進行上、当該7会計決算各部に対する質疑につきましては、後刻予定しております決算特別委員会をお願いすることにし、決算の大綱的なものに限り、簡明に質疑されますよう特にご協力をお願いいたします。

一括議題に対する質疑を許します。

9番神村建二君。

○9番 9番神村です。

一括議題に対する総括質問ですが、配付されている令和4年度主要な施策の成果及び予算実績報告書、これをめくってみますと、10ページに最近年次の一般会計決算収支というのがあります。平成16年度から令和4年度、昨年までの歳入歳出実績と並んで、未収入特定財源という項目がございます。これを見ますと、この未収入特定財源については、令和4年度が11億1,400万あります。突出した数字になっています。その前年度も前々年度も、約半分の4億何がしかに終わっておりますが、この倍増した原因について、その要因は何かをご説明お願いしたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまご質問ありました未収入特定財源についてお答え申し上げます。

まず初めに、未収入特定財源につきましては、繰越事業に関わりまして、歳出のほうは翌年度に繰り越すわけでありますが、その財源として4年度中に入らなかった、未収となったものの金額でございます。令和4年度につきましては、去年8月の豪雨による災害復旧事業、この事業規模が大きくございまして、年度内に完了せず、5年度に繰り越した災害復旧事業も多くございました。これに対応します国・県等の補助金、また、その補助残となります起債の借入れ、こちらも4年度中に執行しておりませんでした。この金額が大きかったので、令和4年度の未収入特定財源が11億1,400万ほどと、大きく膨らんだという結果でございます。

○議長 神村議員。

○9番 内容的には分かりました。

それで、次年度、令和5年度の予算に与える影響というのは、どういうふうになっていきますか。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 今回報告いたしますのは、あくまでも4年度決算に関わるもの、繰越しについま

しても、4年度の予算の繰越しという内容でございますので、5年度の予算とはまた切り離して予算執行するという形になりますので、直接的な影響はないものと考えております。

○議長 神村建二君。

○9番 大まか、分かりました。いずれにしても、有利な方法で予算の編成を令和5年度も進めていただきたいというふうにお願いします。

以上です。

○議長 ほかに。

10番橋本欣一君。

○10番 10番です。

ただいま神村議員と関連するかもしれませんが、一般会計の昨年度の、令和4年度の繰越金額につきましては12億6,100万円、令和3年度は約半分の6億5,300万という繰越額でございます。その倍増した繰越額の原因につきましては、恐らく災害やコロナ対策等々の使い切れなかった分というふうに理解するわけなんですけれども、この繰越額の倍となったご説明をいただきたい。

さらには、不用額につきましても、大幅に伸びているということでございますけれども、この不用額についても若干説明をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 まず、繰越額が倍増になった要因というところではありますが、繰越しの内容につきましては、6月定例会で繰越計算書の報告をしておりますが、12億3,000万ほどありました中身の大半は、災害復旧事業でございます。1件、事故繰越もございまして、これは、橋梁工事の資材が間に合わずに繰越しせざるを得なかったというものもございまして、そういった状況でございます。

あと、不用額につきましては、4年度中の歳入から歳出を差し引き、残った分というような考え方になりますが、4年度の事業実施、災害対応等で使い切れなかった部分もございまして、コロナ関連で事業規模縮小した、そういったものもございまして、また、経費節減等に努め、歳出抑制に努めたといった、そういった要因の合計がこういった結果になったものというふうに捉えてございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 既に繰越明許ということはございましたし、不用額については、各事業の積み上げ

がこの金額になったということで、事細かに聞く必要もないということでございますので、了解いたしました。

以上です。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 決算に当たっての総括ということでありますけれども、広報、あるいは広聴という言葉があるわけでありまして、過日、我々議会も、その広聴ということで、町民の意見を聞く機会を実施したわけでありまして、自治体、いわゆる行政にあっても、ホームページなどで広報には力点を置いておる努力は評価する部分も多いわけでありまして、例えば町報で原田町長の何か個人の考え方かな、ああいうものも、いささか俺は公職選挙法に違反しないのかなという議論もあるやに聞いておりますけれども、いずれにしても、広報はご熱心なんですけれども、広聴についてどのように考えておるか、進められてきたのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 ただいまの広聴事業の取組についてというようにお話でございます。

ありますように、町のほうでは、まちづくり基本条例を制定して、町民との協働という部分を、これをうたっております。その前提として、やはり町からの情報発信はもとより、それに対しての町民の参画、これをこの中でうたっているところでございます。これを受けながら、やはり広く町民の声を聞く場として、町としても広聴事業に取り組んでいるところでございますが、大きなその取組として、例年行っているものにつきましては、まず、テーマを設けながら、対象はそれぞれ異なるわけでございますが、町長とのふれあいトークというようなことで、町民との率直な意見交換の場として、これを継続をして実施をしております。

今年度については、土砂災害、近年多い災害関係をテーマにしながら、昨年については、その災害をテーマに、山間部土砂災害に係る内容、それに伴う避難行動者への対応ということで山間部地域を回る予定でございましたが、昨年については、ちょうど計画をして実施する段階において、ちょうど8月の豪雨災害に遭ったというようなこともございまして、昨年度については1回それを実施した限り、そのふれあいトークについては、一旦中止をさせていただいたという結果でございます。なお、その中止したものについては、今年度、新たに8月20日頃から、土砂災害指定区域の山間部の地域を中心に、現在意見交換を行っている

ころでございます。

加えまして、ふれあいトークのほかにでございますが、庁舎に入りましてから、町への提言箱というところで、庁舎1階のところにこれを掲示をさせていただいております。それぞれ、その提言箱に寄せられた意見、これについて、その内容に、求めに応じて、そういった内容については、提言いただいた方に返していくというような取組も行っているところでございます。

なお、ふれあいトークにつきましては、いただいた意見というものは、ある程度、毎年テーマは異なるわけなんですけど、一定の意見集約を、それぞれいただいたご意見の内容について、町報等に掲載をしながら、その内容については広く周知をしているところでございます。以上でございます。

○議長 高橋輝行議員。

○11番 大変ありがとうございました。

町長、この間、私は役割分担で犬川地区と玉庭地区ということで、議会としての、言うなれば広聴ですよ、行ったんですよ。なるほどなど、例えばその災害の関係も、具体的には申し上げませんが、犬川地区で、鈴木監査委員の質問もありましたけれども、やっぱり細かいところで、町長のふれあいトークとまた違った身近な広聴の聞く場面があって、なるほどなどということを感じてきたんです。でありますので、別に総務課所管のみならず、各課にあつては、いわゆる町民からの広聴というものについて、これ様々、いわゆる原田町長の好きな言葉という仕組みづくりとか、ぜひもうちょっと熱を入れて体制づくりをしていただければなというようなことを感じてきたんです。

ちなみに、ちょっとネットを今しきに見ますと、大阪市の紹介なんかありまして、ここでは、もう広聴のいわゆるマニュアル、あるいはガイドラインというものまで、さすが、これは恐らく橋下さんが市長、あるいは知事、大阪市ですから、そこでなされたときのかな。ちょっと余計なことを申し上げますけれども、やっぱり選挙で維新は強いんだなという感じで思ったんですけども、つまり、そういうことまでつくっているんですよ。いわゆるそういうふれあいトーク的なものは、これは町長、大事ですよ。しかし、もったきめ細かなことまでマニュアル、ガイドラインというものをつくられて、さらに、その返事は直接本人にやれと。例えば14日以内に回答をやれとか、そんなことまでこのマニュアルに、一部分の、ネットで見ただけですけどもね。

考えてみれば、大阪市のよう、そんな大所帯でやっているとすれば、本町で、例えばや

るとすればですよ、個人的なものもありますけれども、何か原田町長の言葉でいう仕組みづくりというものも、この際、広聴、これはやっぱり研究し、今の町民のニーズに合ったまちづくりに応えていく。そして、即戦力、14日以内に回答ということですから、こういうようなものについて取り組んでいってはどうかなという提案とともに、決算でありますから、どんなことをやってきたのかなということでの趣旨の質問であります。同じ内容になるかと思いますが、町長から簡単に、決算に対してでありますがお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 町長。

○町長 大変貴重な提言いただきまして、ありがとうございました。

町では、ふれあいトークもそうですけれども、町報と併せて返信用のはがきを交付させていただいて、自由に記帳いただいて、町への提言、ご意見をいただくような仕組みといたしますか、なども実施させていただいております。

ただ、今ありましたように、もっと若い世代に訴えるとするならば、SNSを活用した対応などもやはり大事な視点というふうに思っております。ぜひ先進事例なども取り入れながら、やはり質問に即に答えられるような体制なども、今後取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っておりますので、私自身も使いこなせない部分もございますので、もう少し精査させていただいて、実現できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 ぜひ、これ原田町長の得意な分野だと思うんです。さっきの一般質問では、立場上、お辞めになったらというふうに申しあげましたけれども、6期目やるとすれば、これやっぱりポイントですよ。どなたがやるにしても、これ大事ですね。そのようなことで、ひとつ、我々も研究しますけれども、さっきの質問は質問、これはこれで1つ、未来志向に向けながらさらにと取り組んでいく。この先進地のそういう例、内部で検討することは簡単、時間もかからないと思うんで、そういう体制について、再度同じ質問になりますけれども、そういう取組についてお約束いただけますか。

○議長 町長。

○町長 昨年の災害時の情報伝達などについても、SNSを活用した形で、一斉情報の配信などを入れているわけでありまして。そういう意味では、それを双方向でやっていくということですが、これからは大事な観点でありますので、そんなに時間を要しないで検討できるというふうに思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、一括議題に対する質疑を終結いたします。

鈴木孝之監査委員は自席にお戻りください。

◎議案の付託

○議長 日程第3、議案の付託、これを議題といたします。

さきに議題となっております川西町各会計決算認定7議案について、内容審査のため、第1日目に設置いたしました決算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、さきに一括議題となっております川西町各会計決算認定7議案については、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日子程いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 1時20分)